

# さいたま市教組新聞

編集・発行/  
さいたま市  
教職員組合  
〒330-0843  
さいたま市大宮区  
吉敷町4-93-5  
大宮教育会館2F  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
2021.10.19(火)  
No. 273

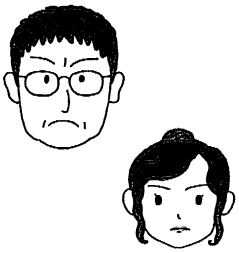
## 市教委ようやく公開質問状に回答 散見される誠意欠く回答

「ハイブリッド授業」「感染対策」は現場との協議があったのか  
教育長 マスコミに「(感染対策徹底)学校側と十分協議」と発言

### 10日以上遅れ文書回答せず

「『ハイブリッド授業』検討・準備期間あったはず」というが

前号(市教組新聞272号・9・21発行)でお知らせしました「公開質問状」についての回答が、約束の期限(9月10日)を11日も過ぎた9月21日に、こともあろうか電話連絡による口頭での形で、回答が寄せられました。私たちが提出を求められる様々な指示文書や、期限の指定された文書など、いつも短い期限内で提出を求められます。(先日の予防接種の回答期限は伝えられた当日でした。)ましてや、ハイブリッド授業の準備は突然伝えられてから2日の準備期間しか与えられなかったのに、質問状に対する市教委の回答はなぜこんなに遅くなるのでしょうか。しかも突然の電話による口頭での形式だったので、広く世論にも公開した質問状に対して許されるやり方なのかと、怒りさえ覚えます。



その後市教組執行部で文書化し、内容を市教委に確認しましたので、正式な回答として受け取りました。(裏面に詳細記載) 回答はやはり「学びを止めない」ことを前提として、感染対策、学習保障を行ったことの説明に終始しています。ハイブリッド授業に関して、市教委事務局では、多少なりとも実施に当たったの検討期間、準備期間はあったように回答しています。それにもかかわらず、なぜ校長会など現場に関わる機関にはからなかったのか、明確な回答がなく、どの部署で発案され、進められたのか、大きな疑問が残ります。

### 納得できない「オンライン授業の準備は十分できていた」の回答

例えば、8月24日の教育長のメール文にも、「熟慮を重ねたハイブリッド授業」と謳っています。その後のマスコミの対応(「ニュース23」8月26日放送)では細田教育長が「学校側と議論を重ね

ねこれまで以上に感染対策の徹底を確認」したと報道されましたが、夏休み中の研修や校長会でもそうした議論がなされたという事実は確認できていません。市教組が行った「情報開示請求」では文書も議事録も「存在しない」ということが明らかになりました。教育委員会が事実と異なる発信をするのは断じて許されるものではありません。

さらに解せないのが「質問8」に関しての回答です。市教委は回答の中で、「年度当初からの計画的な研修の実施やICTを活用した授業推進により教職員も児童生徒もオンライン授業の実施に向けて十分準備ができていた」と考えている。また、実際に導入するに当たっては教育委員会が提供した学校向けのオンライン授業の手引き等を活用しながら、校長のリーダーシップのもとエバンジェリストが中心となって校内で研修を開催するなど各学校の実態に応じた主体的な取り組みが行われたと

認識している。「(公式回答より)と回答していますが、こんなこと、いつ私たちに伝えられたのでしょうか。」

### 市長・教育長が文科省に改善要請 しかし現場への説明は一貫性欠く

一方で、市教組の粘り強い要求、さらに、改善を求める保護者、市民の声もあり、今月12日に清水さいたま市長と細田教育長は文科省を訪れ、オンラインの出席停止扱いについての改善を申し入れました。対応した、鰐淵政務官は文科省の考えを説明した上で、「子どもたちの安全、安心を守りながら、教育機会を確保することが大事だ。ご意見をしっかりと受け止めて、どういことができ

るかをしっかりと検討していく」と応えたということです。市民と一体となった私たちの行動により、一歩前進した出来事です。

しかしながら、先日説明された「オンライン授業の取扱い」では、不登校の児童・生徒に対してはオンライン授業に参加しても「欠席となります」との記載もあり、市教委の一貫性のない説明には注視する必要があります。

### 実施計画に「オンライン授業」は示されていたか

市教委には改めてお伺いしますが、1学期のGIGAスクール構想実施計画でICT関係のスキル習得に「オンライン授業」は示されていたのでしょうか。他市のように休み明けの翌週、もしくは9月に「オンライン授業」を延期しなかったのは先の8月の回答のような論拠からなのでしょうか。

勤でない職場もあり、招集をかけられた学校もあるようでした。夏休みの作品を整理したり、2学期の計画を話し合ったりしました。そして準備が整わないまま、全くオンラインが繋がらない大混乱の27日と続きます。

# 公開質問状の回答

市教委から寄せられた公開質問に対する回答は、以下の通りです。詳しい質問内容につきましては、市教組新聞272号か市教組ホームページをご覧ください。

**質問1**  
市教委の感染対策の考え方について

**回答(指導1課)**  
学校は、学習機会の保障のみならず、全人的な発達や成長を保障する役割や、子どもたちの居場所、セーフティネットなど身体的、精神的な健康を保障する役割をも担っている。この役割の重要性を鑑み、市立学校では、「新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル(2021・3・23第6版)」等により、感染防止対策に万全を期して学校の教育活動を継続し、学校における通常授業とタブレット等を活用した自宅での同時双方向のオンライン授業を併せた「ハイブリッド授業」を実施している。これは、児童生徒の心身の健康と学習保障の両立を図る上で、現在考えうる

最善の方法であると考え

**質問2**  
オンライン参加者の出席扱いについて

### 回答(指導1課)

コロナ禍におけるオンライン授業については、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び令和3年2月19日の文部科学省通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」により、登校できなかつた日数は「欠席日数」とせず、「出席停止」として記録することになっている。直接文部科学省にも問合せ、出席扱いにできないことを確認している。

**質問3**  
オンライン参加者の成績評価について

### 回答(指導1課)

市立学校では、対面かオンラインかに関わらず、児童生徒に対して、指導計画に適切に位置付いた授業を行っており、一人ひとりの学習状況や成果について丁寧把握し、必要に応じて個別に追加の学習課題を設定するなどしてきめ細やかな学習支援を行っていることから、不利益を被ることはない。また、本市の「ハイブリッド授業」は、通常登校を希望する児童生徒には学校での通常授業、登校を控えることを希望する児童生徒には同時双方向のオンライン授業を柔軟に行うことで、家庭の多様なニーズに応えることができたと考ええる。

**質問4**  
ネット環境に関わる家庭負担について

### 回答(教育研究所)

年度当初より、端末の持ち帰りを実施するタイミングで、Wi-Fiルーターの貸し出しを行う予定でいました。そのため、今回のハイブリッド授業の開始のタイミングで、

明確にしたところ。通信費が市の負担となる、私的利用と学習利用の判断が困難であり、公平性が保てなくなると考え、家庭負担としています。なお、教育にかかる費用の負担が困難なご家庭の方々については、就学援助制度に「オンライン学習通信費」を支給項目として追加し支援をしています。

### 質問5

実施に当たつての(夏休み中の)検討の経緯について

### 健康教員課 指導1課

国庫補助事業「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、各学校の実情に応じて必要な感染症対策用品の購入予算を配当しております。学校内での感染拡大を防止するため、児童生徒及び同居の家族に風邪症状が見られる場合は登校を控えるよう、学校安心メールで全保護者あて通知しました。12歳以上のワクチン接種が開始されることに伴い、接種を希望する生徒が速やかに接種できるように、出欠等の取扱いについて、各学校長あてに通知しました。

「臨時休業等の目安」を各学校に通知し、校内での感染拡大を防止するため、保健所の積極的疫学調査結果を待たずに臨時休業ができるよう、判断基準を明確にしました。8月18日(水)に開催された本市の新型コロナウイルス危機対策本部員会議において、本部長である市長より、「8月26日から始まる新学期においては、教育委員会事務局は適切な感染防止策を講じた上、学習活動を工夫し、可能な限り教育活動を実施していくこと」との指示があった。8月20日(金)の文部科学省通知「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」を受け、新型ウイルスの感染拡大に最大限の警戒感をもちた対応が求められる中、児童生徒の心身の健康と学習保障の両立を図つ

た2学期の市立学校における教育活動の在り方について、教育委員会事務局において検討を重ねた。8月24日(火)に「新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び学校の教育活動について(通知)」を教育長が決裁した。

### 質問6

ハイブリッド授業実施に当たつての学校ごとの対応の違いについて

### 回答(指導1課)

オンライン授業は、各学校の実態に応じて、柔軟に実施されたものと認識している。

### 質問7

ワクチン接種や検査のために欠勤した教職員のバックアップ体制について

### 回答(指導1課)

各学校では、感染症対策に万全を期して学校の教育活動を継続することを基本方針とし、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、柔軟に対応している。また、感染拡大により休校等の措置をとらざるを得ない場合の対応については、全学校のオンライン授業の実施

や児童生徒の学校施設での受入れ、放課後児童クラブへの対応依頼などの措置について検討した。

### 回答(指導1課)

教育委員会では、学校がICTを活用した学びの改革について自走する仕組みづくりに取り組みしており、年度当初からの計画的な研修の実施や、ICTを活用した授業の推進により、教職員も児童生徒もオンライン授業の実施に向けて十分準備ができていたと考えている。また、実際に導入するにあたっては、教育委員会が提供した学校向けのオンライン授業の手引き等を活用しながら、校長のリーダーシップの下、エバンジェリストが中心となって校内で研修会を開催するなど、各校の実態に応じた主体的な取り組みが行われたと認識している。各学校におけるハイブリッド授業に向けた迅速かつ献身的な対応には、頭が下がる思いであり、心から感謝している。

